

静岡県国民健康保険運営協議会の委員の定数等を定める条例をここに公布する。

平成29年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第42号

静岡県国民健康保険運営協議会の委員の定数等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第3条第5項の規定に基づく静岡県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数及び協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数等)

第2条 協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等被保険者を代表する委員 2人

2 前項の委員は、知事が委嘱する。

(会長)

第3条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定による委嘱及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例により行うことができる。